

<先端設備等導入計画【変更】申請書提出用チェックシート>

202106版

以下必要事項を記入し、本チェックシートを申請書に添付してください。

事業者名		資本金	万円		
住所(返送先)	〒	従業員数	名	決算月	月
担当者名		担当者 メールアドレス			
電話番号		FAX番号			
前回計画認定日		前回計画認定日		前々回計画認定日	

【下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「○」または「✓」をチェックしてください(該当しない欄には斜線又は「該当なし」を記入)】

チェック欄	
申請者	市確認

I 必要提出書類について

1	先端設備等導入計画に係る認定申請書・(別紙)先端設備等導入計画【2部】		
2	認定経営革新等支援機関による事前確認書【原本1部】		
3	暴力団排除に関する確約書【1部】		
4	返信用封筒【1通】 (A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手(申請書類と同程度の重量を送付可能な金額)を貼付のこと)		
5	先端設備等導入計画に係る実施状況報告書【1部】		
6	旧先端設備等導入計画(前回認定後、市から返送されたものの写し)【1部】		
固定資産税の特例措置について			
7	税制措置の適用を受ける場合	設備等の場合	工業会等の証明書【写し1部】 【申請書提出時までに工業会等証明書が間に合わない場合】 (固定資産税賦課期日(1/1)までに)誓約書(建物以外)とともに工業会等証明書を提出すること
8		事業用家屋の場合	建築確認済証【写し1部】 建物の見取り図(配置図、平面図、立面図等)【写し各1部】 (先端設備等が設置される家屋であることが分かるもの)
9			先端設備の購入契約書【写し1部】 (家屋の内外に設置される設備の取得価格が300万円以上であること)
10			誓約書(建物)【1部】 (事業用家屋を対象とする場合、申請の際に誓約書(建物)の提出が必要)
11			リース契約見積書【写し1部】
12	(リースで固定資産税の軽減措置を受ける場合) ※ただし、申請者が納税する場合には不要	リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書【写し1部】	
13	提出資料の写しは手元に残してあるか。 ※税制措置の適用を受ける場合は、税の申告の際に上記提出書類の写しの提出が必要です。		

II 変更申請書及び先端設備等導入計画の記載事項について ※番号は先端設備等導入計画の項目番号と対応

申請書	変更申請書に住所、名称及び代表者の氏名の記入があるか。		
申請書	宛名は先端設備等の所在地を管轄する市町村長(各務原市長)となっているか。		
申請書	変更事項の内容は認定時と変更後の内容を対比して記載しているか。		
1	先端設備等導入計画の名称等の欄に、事業者の氏名又は名称、代表者名、法人番号13桁(ある場合のみ)、資本金又は出資の額、常時使用する従業員の数、主たる業種(※)を記載しているか。 ※主たる業種の欄には、日本標準産業分類の中分類を記載。また、複数事業を行っている場合、売上高や付加価値額・従業員数などの経営指標割合が最も多くの割合を占める事業を記載。		
2	変更後の計画期間は、変更前を含めて3年、4年、または5年となっているか。先端設備等の取得は、令和5年3月31日までに終わるか。		
3	変更申請時点での現状認識として、①自社の事業概要、②自社の経営状況について直近の状況を記載しているか。		
4-1	変更後の事業の内容及び実施時期として、①具体的な取組内容、②将来の展望について記載しているか。		
4-2	変更後の労働生産性向上の目標として、現状(計画開始直前の決算)、計画終了時の目標(計画終了直前決算の目標)、伸び率(小数第1位まで)を記載しているか。労働生産性は指定した計算式に基づいて算出されており、伸び率年平均3%以上を上回っているか。		
4-3	建物以外の場合 所在地欄には当該設備の設置予定地を記載しているか。 設備名/型式、証明書等の文書番号等は、工業会の証明書と一致しているか。		
	建物の場合 所在地欄には当該建物の建設予定地を記載しているか。 複数の事業用家屋を計画する場合、家屋番号の単位で記載しているか。		
5	具体的な使途・用途ごとに資金調達方法、金額を記載しているか。同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載されているか。		

III 先端設備等導入計画に係る実施状況報告書について

1	労働生産性の向上の程度を示す指標の現状には、現状の数値(前回認定以降、決算を迎えていない場合は前回申請時の数値)が記載されているか。		
2	前回認定時の取組内容の項目ごとに、評価及び実施状況を記載しているか。		

III 各務原市導入促進基本計画への適合について

先端設備等導入計画が人員削減を目的とした取組ではないこと。		
-------------------------------	--	--

IV その他

認定を受けた「先端設備等導入計画」を修正する形で作成し、変更・追記部分には、変更点がわかりやすいよう下線を引いているか。		
税制措置の適用を受ける場合、税制優遇の対象となる中小企業者等(資本金1億円以下等)であるか。		
先端設備等導入計画に対し市の認定を受けた場合、同計画の進捗状況を把握するため調査を行うことがあることについて了解か。		
金融支援の利用を検討している場合は、関係機関に対し、事前に相談を行ったか。		

本計画の申請に併せて補助金等の申請をした場合、または予定している場合、補助金等の名称等を記載	補助金等名称:		
	交付機関名:		
	申請時期:	令和 年 月(予定)	

代表者名